○農林水産省環境省告示第七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項の規定に基づき、ツシマウラボシシジミに関する保護増殖事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、農林水産省、環境省及び長崎県庁に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月六日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

ツシマウラボシシジミに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、*Pithecops fulgens tsushimanus*（ツシマウラボシシジミ）（以下「本種」という。）の各個体群の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに違法捕獲防止対策を図るとともに、人工繁殖及び再導入を実施すること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第二　事業の区域

長崎県対馬における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）並びに第三の三により飼育下繁殖及び野生復帰を行う区域

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

㈠　生息状況等の調査及びモニタリング

㈡　生息環境の調査及びモニタリング

㈢　個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

二　生息地における生息環境の維持及び改善

㈠　森林環境の維持及び回復

㈡　食草の保護及び植栽

三　飼育下繁殖及び野生復帰の実施

四　生息地における違法な捕獲等の防止

五　普及啓発の推進

六　効果的な事業の推進のための連携の確保

○経済産業省告示第二百三十号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十九年十月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録の区分	外国登録検査機関
一　電線 二　配線器具 三　電流制限器 四　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）	財團法人台灣電子檢驗中心 台湾桃園市亀山区楽善里文明路２９巷８号

登録年月日　平成二十九年九月二十九日

（参考）

財團法人台灣電子檢驗中心の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

財團法人台灣電子檢驗中心　本社（台湾桃園市亀山区楽善里文明路２９巷８号）

財團法人台灣電子檢驗中心　林口ＥＭＣ試験所（台湾新北市林口区頂福里５鄰３４号）

○観光庁告示第十一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、一般社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十月六日

観光庁長官　田村明比古

一　代表者の氏名の変更

変更前	佐藤　俊彰
変更後	倉重　博文

二　変更の年月日　平成二十九年六月七日

○東北地方整備局告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

東北地方整備局長　津田　修一

平成十八年東北地方整備局告示第百四号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　四号　宮城県仙台市太白区中田五丁目地先から同県仙台市太白区郡山五丁目地先まで

〃　〃　宮城県仙台市太白区郡山五丁目地先から同県仙台市太白区郡山四丁目地先まで

○東北地方整備局告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所、同局福島河川国道事務所及び仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

東北地方整備局長　津田　修一

平成二十三年東北地方整備局告示第百八十四号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　四号　栃木県那須郡那須町大字豊原乙地先から福島県白河市米村道北地先まで

〃　〃　福島県白河市萱根地先から同県郡山市安積町荒井地先まで

〃　〃　福島県郡山市富田町字中亀田地先から同県福島市舟場町地先まで

〃　〃　福島県福島市入江町地先から同県伊達郡桑折町谷地地先まで

〃　〃　福島県伊達郡桑折町藤田地先から宮城県岩沼市末広一丁目地先まで

○東北地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月六日

東北地方整備局長　津田　修一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
にかほ市象潟町小砂川字砂畑七六番三から同市象潟町川袋字深田二番二まで	前	一一・二〇～一〇五・九〇メートル
	後	一一・二〇～六四・〇〇　三・四〇五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所